

介護サービス事業者指定更新事務の手引き

Q & A

(平成 21 年 4 月版)

佐賀県健康福祉本部長寿社会課

佐賀中部広域連合総務課

Q1 指定更新制度とは？

A1 平成18年度4月施行の改正介護保険法では、指定基準等を遵守し、適切な介護サービスを提供することができるかを定期的にチェックする仕組みとして、事業者指定に6年の有効期限が設けられました。

このため、事業者は指定日から6年を経過する度に指定の効力を失うこととなるため、有効期間終了までに指定の更新申請をしなければなりません。

この場合、休止中の事業所や人員、設備及び運営に関する基準を満たしていない事業者については、指定の更新を受けることができないことになっています。

また、過去に取消処分を受けるなど、不祥事を起こした事業者の運営する事業所についても指定の更新を受けることができないことになっています。

Q2 指定更新の有効期間とは？

A2 指定日から6年間は、指定の効力の有効期間となります。

また、平成12年4月1日～平成13年3月31日までに指定を受けた場合は8年間、平成13年4月1日～平成14年3月31日までに指定を受けた場合は7年間は指定の有効期間となります。(平成12年4月1日以前に指定を受けた事業所については平成12年4月1日に指定を受けたものとみなされます。)

指定日			指定有効期間満了日	更新の日
平成12年4月1日	平成13年4月1日	平成14年4月1日	平成20年3月31日	平成20年4月1日
平成12年5月1日	平成13年5月1日	平成14年5月1日	平成20年4月30日	平成20年5月1日
平成12年6月1日	平成13年6月1日	平成14年6月1日	平成20年5月31日	平成20年6月1日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
平成13年3月1日	平成14年3月1日	平成15年3月1日	平成21年2月28日	平成21年3月1日
平成15年4月1日			平成21年3月31日	平成21年4月1日
平成15年5月1日			平成21年4月30日	平成21年5月1日

Q3 事業所の指定日、指定有効期間満了日及び更新の日を知るには？

A3 当初に指定を受けた際の指令書で指定日をご確認ください。

若しくは県及び佐賀中部広域連合のホームページでご確認ください。

指定更新前に案内を送るようにしております。

(但し、事業所の移転等の事由により現在の事業所番号が、当初指定された際の事業所番号と異なっている場合は、正しい満了年月日が表示されていないことがありますのでご注意ください。ご不明な点があれば佐賀県長寿社会課及び佐賀中部広域連合総務課指導係へご連絡ください。)

・佐賀県のホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

(くらしと教育 > 介護・福祉 > 介護保険 > 介護サービス事業者の指定及び指定更新をする方はこちらから)

・佐賀中部広域連合のホームページ (<http://www.chubu.saga.saga.jp/>)

(介護保険 > 申請書が取り出せます > 事業者更新)

Q4 指定更新申請の案内が届かない場合は？

A4 指定更新を迎える事業所については概ね更新3か月前までに案内を送る予定です。

更新予定日の3ヶ月前になってもこの通知が届かない場合は、佐賀県長寿社会課若しくは佐賀中部広域連合総務課指導係へご連絡ください。

(事業所の移転等の事由により現在の事業所番号が、当初指定された際の事業所番号と異なっているため、正しい満了年月日が表示されず案内が出されていない可能性もあります。)

Q5 指定更新の手続きを行わなかった場合は？

A5 指定の更新手続(更新申請)を行わなかった場合は、有効期間満了をもって指定の効力を失うこととなり、指定事業者ではなくなるので、介護保険から報酬を受けられなくなります。

Q6 指定更新を受けられない場合とは？

A6

① (指定基準を満たしていない場合)

指定の更新は、新規申請時の基準を準用することとされており、この指定の基準を満たせない場合は、指定の更新を受けられないことになります。

② (欠格事由)

介護サービス事業所を経営する法人が指定の取消しを受けた場合等、指定の欠格事由に該当するので、当該法人は新たに指定を受けることができません。

上記の法人が複数の介護サービス事業所を開設している場合、全ての事業所において指定の更新を受けることができません。

Q7 保険医療機関がみなし指定で行っている訪問看護(介護予防訪問看護)、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)、居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)についても指定更新手続きが必要か？

A7 保険医療機関が行うみなし指定の事業所については指定更新の手続きは不要です。また、保険薬局で行う居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)もみなし指定なので、手続きは不要です。

Q8 介護老人保健施設がみなし指定で行っている短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)についても指定更新手続きが必要か？

A8 介護老人保健施設で行う短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)については、本体施設で許可更新があれば、指定の更新があったものとみなされますので、個別の申請手続きを行う必要はありません。

また、介護療養型医療施設で行う短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)についてもみなし指定なので、同様に、手続きを行う必要はありません。

Q 9 地域密着型サービスについて指定更新申請はどうすればいいか？

A 9 地域密着型サービスについては、事業所の所在する市町村（保険者）が指定することとなっていますので、更新申請手続きも、市町村（保険者）に対して行っていただくこととなります。

申請書類や時期等の手続きの詳細については、各市町村（保険者）にお尋ねください。

*佐賀中部広域管内（佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町）における地域密着型サービス事業所におかれましては、佐賀県長寿社会課と佐賀中部広域連合総務課が作成した「介護サービス事業者指定更新事務の手引き」及び「介護サービス事業者指定更新事務の手引きQ&A」により手続きを行ってください。

Q10 指定更新手続きは、いつ行えばよいのか？

A10 更新対象の事業所には、指定有効満了日の概ね3か月前までに通知、指定有効期日満了日の1か月前までに更新申請書の提出をしていただくこととなります。

*施設サービスについては全て現地審査を行います。

（施設サービス以外でも必要と認められる場合は現地審査を行います。）

Q11 休止中の事業所は指定更新を受けることができるのか？

Q11 休止中の事業所は、人員及び設備に関する基準を満たしていませんので、更新申請を受けることができません。したがって、指定の有効期間満了をもって指定の効力を失うこととなります。

ただし、指定の有効期間満了日までに「再開届」を提出され、人員及び設備に関する基準を満たした場合は、更新を受けることができます。

事業再開の予定がない事業所については、速やかに廃止届を提出してください。

（例）平成20年3月31日指定の有効期間満了日の訪問看護ステーションで現在休止中。

人員（設備）基準を満たして5月から再開しようと考えている。

（答）指定更新ができないので、再度新規指定を受ける必要があります。

Q12 更新申請書は持参をするのか？

Q12 ご持参いただき、書類の不備等がなければ県（佐賀中部広域連合）で受理を行います。

Q13 同一敷地内の同一事業所で通所介護と介護予防通所介護を実施している。

介護予防サービスは平成18年度からスタートしているため、居宅サービスと指定を受けた時期が異なる。

指定更新時期は居宅サービスと介護予防サービスでそれぞれ異なるのか？

A13 更新時期は指定日から6年間になるので更新時期は異なります。

Q14 指定更新に手数料がかかるのか。

Q14 県においては「佐賀県手数料条例」、佐賀中部広域連合においては「佐賀中部広域連合手数料条例」に基づき、指定申請等に係る審査手数料を徴収します。

Q15 手数料はどのようにして払えばいいのか？
払わなかった場合はどうなるのか？

A15 手数料の支払いについては、

- ・県への申請分については、所定の金額分の佐賀県収入証紙（収入印紙ではありません）を更新申請書に貼り付けて納付します。
- ・佐賀中部広域連合への申請分については、申請時に納付書をお渡ししますので、所定の金融機関に納付します。

手数料の納付のない申請書は、受理できません。申請書一式を返却いたします。

Q16 指定更新申請後に、当該事業所を廃止することとなった。指定更新申請書と審査手数料は、返還してもらえるのか？

A16 指定更新申請書の受理後は、いかなる理由があろうと審査手数料の返還はできません。なお、審査手数料以外の指定更新申請書類の返還は可能です。

Q17 指定の更新を受けられない場合、更新手数料は返還されるのか？

A17 更新手数料は、申請書審査のための手数料なので、審査の結果、指定基準を満たさず、更新できない場合にも手数料は返還できません。

Q18 同一事業所における同種の居宅サービスと介護予防サービスを同時に更新申請した場合は、介護予防サービスに係る手数料は徴収しないということであるが具体的には？

A18 下記の事例を参考にされたし。

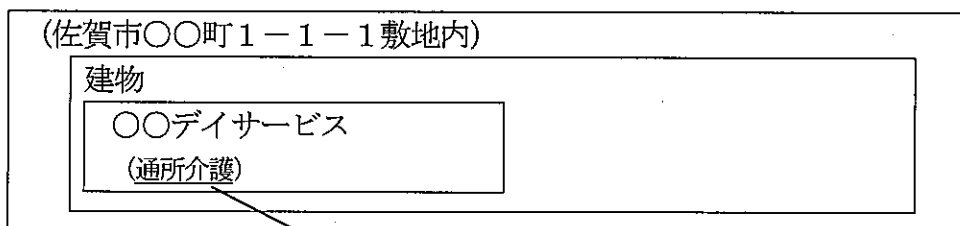
【手数料】

	指定	更新
居宅サービス	15,000円	9,000円
介護予防サービス	15,000円	9,000円

(ケース1) 居宅サービスのみで更新を出す場合

医療法人Aが経営する佐賀市〇〇町1-1-1にある「〇〇デイサービス」で通所介護のみを行っている場合の指定更新手数料

計 9,000円



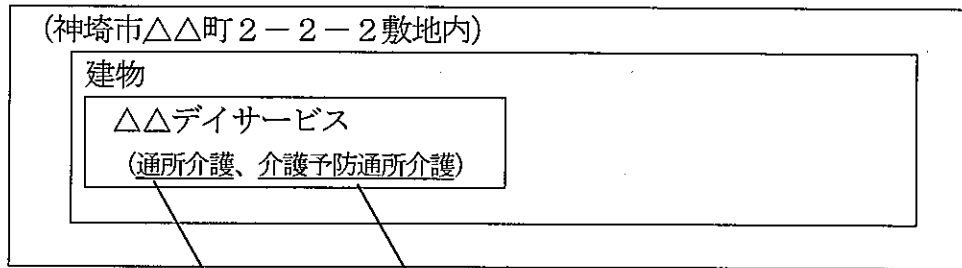
9000円 (更新)

* 提出書類は更新申請関係一式

(ケース2) 同一事業所で同種の居宅サービスと介護予防サービスの更新を同時に出す場合

医療法人Bが経営する神崎市△△町2-2-2にある「△△デイサービス」で通所介護と介護予防通所介護を行っている場合の指定更新手数料

計9,000円



9000円(更新)

~~9000円(更新)~~

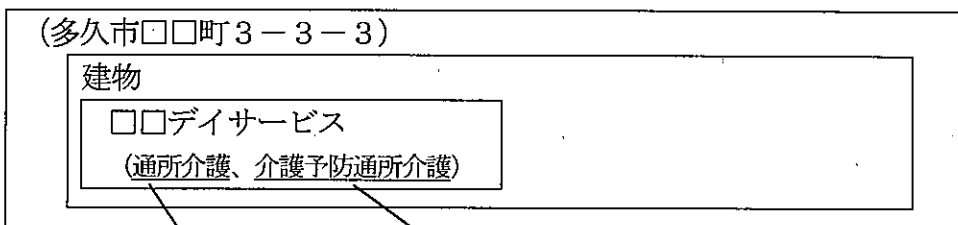
*手数料は同一事業所で行っているため18,000円ではなく9,000円(居宅分サービス分のみで、介護予防分は不要)

*提出書類は更新申請関係一式

(ケース3) 同一事業所で同種の居宅サービスの更新と予防サービスの新規を同時に出す場合

医療法人Cが経営する多久市□□町3-3-3にある「□□デイサービス」が通所介護のみを行っていたが、通所介護の更新時に介護予防通所介護の新規指定も同時に行った

計15,000円



~~9000円(更新)~~

15000円(新規)

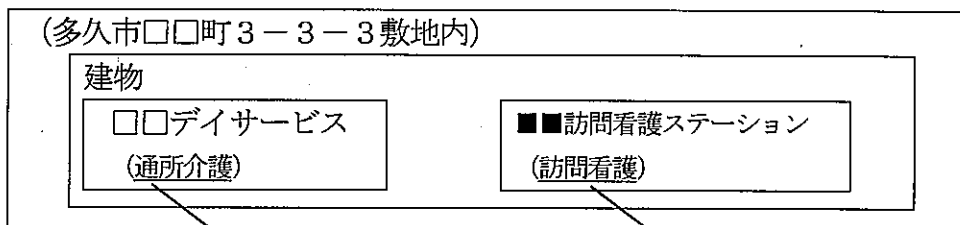
*手数料は同一事業所で行っているため24,000円ではなく15,000円(新規分のみで、更新分は不要)

*提出書類は新規申請関係書類一式+更新申請書(かがみ)

(ケース4) 同一敷地内にある異なる居宅サービスの更新の場合

医療法人Cが経営する多久市□□町3-3-3にある「□□デイサービス」(通所介護のみ)と「■■訪問看護ステーション」(訪問看護のみ)

計18,000円



9000円(更新)

9000円(更新)

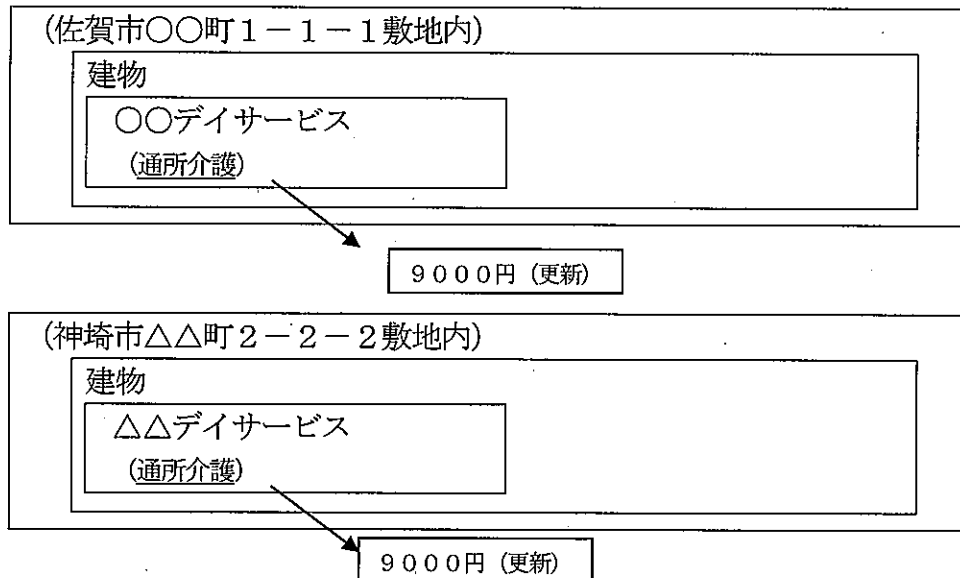
*手数料は違うサービスなのでそれぞれ9,000円必要

*提出書類は通所介護と訪問看護でそれぞれで更新申請書類一式を出す必要がある。

(ケース5) 同一法人が違う場所で同種の居宅サービスの更新を行う場合

医療法人Aが経営する佐賀市〇〇町1-1-1にある「〇〇デイサービス」(通所介護のみ)と神崎市△△町2-2-2にある「△△デイサービス」(通所介護のみ)

計18,000円



*手数料は違う場所なのでなので、それぞれ9,000円必要

*提出書類はそれぞれで更新申請書類一式を出す必要がある。

Q19 同一法人で複数の事業所をもっている(例 通所介護 訪問介護)が、申請書に複数のサービスをまとめて記入し申請を行ってよいか?

A19 1サービス毎に更新申請書を作成してください。

ただし、同一事業所における同種の居宅サービスと介護予防サービスを同時に行う場合はこの限りではありません。

(例 同一敷地内の同一事業所内で行っている通所介護と介護予防通所介護)

Q20 現地審査はどのようなことを行うのか?

A20 施設サービスについては、全て現地審査を実施します。施設サービス以外のものについても必要と考えられる場合は実施します。(現地審査の日程については、更新申請書類の受理後、別途通知を行います。)

現地確認は、現在の運営状況を、事業所の「管理者」等から聴き取りを行い

- ・指定更新申請書類と現地の状況が一致するかどうか
- ・指定の基準に合致しているかどうか

を確認します。

人員については本人確認及び雇用契約書・給与台帳・出勤簿等での確認を行いますので、人員配置が確認できる書類の準備をお願いします。

(本人確認は現地審査の時間帯にいらっしゃる方だけを行いますので、当日の勤務予定表を準備しておいてください。)

Q21 更新申請書や勤務体制表の記載例はないのか？

A21 別添「記載例」を参考としてください。

Q22 役員名簿には事業所の管理者も記載する必要があるのか？

A22 管理者についても記載をしてください。

Q23 平成 21 年 4 月以降、医療機関が行う介護保険の通所リハビリテーション（及び介護予防通所リハビリテーション）の指定更新の手続きは必要か？

A23 平成 21 年 4 月 1 日以降、介護保険法施行規則の改正により、医療機関の指定を受けている病院・診療所は介護保険の通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの「みなし指定」で事業を実施できることとなるため、新規の指定申請及び指定更新申請の手続きは不要となります。

ただし、事業を実施するために必要な人員や施設等については基準を満たしていただく必要がありますので、新規に実施される場合や変更をされる場合はご相談ください。

また、従前どおり、介護報酬の請求を行う際には「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を事前に提出していただく必要があります。

(毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合は翌々月から算定を開始することとなります。)